

改正倫理指針に関する説明会

2017年1月に改正倫理指針が公布され、2017年4月から施行される見通しです。

「個人情報保護法」、「行政機関個人情報保護法」及び「独立行政法人等個人情報保護法」が改正されたこと等を踏まえ、昨年4月より、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の3省合同会議では、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」及び「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」の見直しに関する検討を行いました。

この度、研究指針に関する業務に携わる方を主な対象として、研究指針の改正に関する検討状況について、以下のとおり説明会を開催することとなりました。

対象となる皆様におかれましては、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

講 師

厚生労働省医政局研究開発課
又は同省大臣官房厚生科学課職員

対象参加者

近隣医療機関の研究者等
研究倫理に携わる方

日 時

2017年2月13日(月) 18:30~20:00

会 場

相模原市南メディカルセンター会議室
住所：相模原市南区相模大野4-4-1
TEL：042-749-2101

主 催

独立行政法人国立病院機構相模原病院
住所：相模原市南区桜台18-1
TEL：042-742-8311
<http://www.hosp.go.jp/~sagami>

お問い合わせ先

相模原病院倫理委員会事務局
管理課長 櫛田 裕之
mail:h-kushida@hosp.go.jp